

## 社会福祉法人聖久会指定短期入所生活介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖久会が開設する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う。指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。

- 一 名称 東所沢みどりの郷短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 所沢市大字坂之下941-3（介護老人福祉施設東所沢みどりの郷）
- 三 定員 10人

### (事業所の職員の職種、員数及び職務内容等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員、介護老人福祉施設東所沢みどりの郷施設長兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人（非常勤職員）  
医師は、利用者の健康をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 三 生活相談員 1人（常勤職員、介護老人福祉施設を兼務）  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 常勤換算3人以上（介護老人福祉施設を兼務）  
看護職員は利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- 五 介護職員 常勤換算 2 3 人以上（介護老人福祉施設を兼務）  
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- 六 栄養士 1 人（常勤職員、介護老人福祉施設を兼務）  
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。
- 七 機能訓練指導員 看護職員 1 人（介護老人福祉施設を兼務）  
機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 八 運転手 1 人（非常勤職員、介護老人福祉施設を兼務）
- 九 事務員 1 人（常勤職員、介護老人福祉施設を兼務）

（指定短期入所生活介護の内容）

第 5 条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により又は利用者の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第 1 項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 四 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行う。
- 五 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 六 指定短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。  
特に、痴ほうの状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（短期入所生活介護計画の作成）

第 6 条 管理者は相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の指定短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 管理者は、上記の短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に

対しその内容等について説明し同意のうえ交付するものとする。

- 3 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額とする。

- 2 その他の費用として次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な個室を利用した場合の利用料

- 二 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

- 三 食費 1日あたり1740円

- 四 滞在費 1日あたり（個室）1171円（多床室）855円

- 五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、所沢市、志木市、新座市、富士見市、三芳町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定短期入所生活介護の提供にあたる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため次の措置を講じるもの

とする。

- 一 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に擁護する者）による虐待を受けたものと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

（身体拘束における事項）

第13条 当施設において、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性に3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、従業者が資質向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月
  - 二 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、聖久会法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2023年9月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。